

業務概要

バリアフリー法が施行されてから18年が経過し、バリアフリーの進捗については、国が定めたバリアフリー整備の目標値の達成率によって把握されてきた。しかし、2018年の法改正で、障害者等の参画による評価等を行うことが明文化されたことから、当事者参加の評価のあり方について検討していくために、既にバリアフリーの認証制度を施行している韓国、及び「障害者平等法」でバリアフリー整備を位置づけているドイツの制度を調査した。

韓国のバリアフリー生活環境認証制度の概要(2018年度)

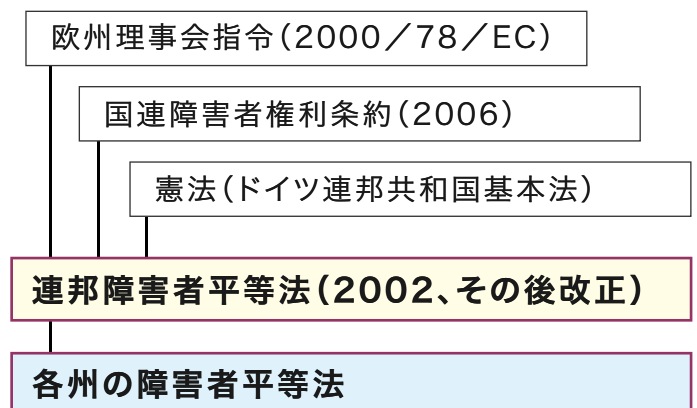
- 韓国では「障害者・高齢者・妊産婦等の便宜増進保障に関する法律(障害者等便宜法)」(1997)の中にバリアフリーの整備基準に適合すること及び公共建築物にはバリアフリー認証の義務が定められ2015年度から「バリアフリー生活環境認証制度」が本格施行されている。
- 本調査では既往の調査報告、ウェブサイト等を通じて概要を把握した後訪韓し、実際に認証事業を行っている機関へのヒアリング調査を行い、法律の検討過程から現在の認証の実施状況を把握した。さらにバリアフリー認証を受けた施設を視察し、実際にバリアフリー整備の状況を確認した。2017年度までの認証実績は2,589件である(設計段階の予備認証、竣工時の本認証の合計)。
- 調査の結果、障害者等便宜法に定めた「認証審議委員会」(上記写真)に、バリアフリー整備内容の認証に関する権限を定めていること、認証後も毎年「事後管理」を行い、是正が必要な場合は是正を求めていること等が分かった。また、義務対象の公共建築物の全てが認証を受けていないことや、バリアフリー整備技術の現場への浸透にバラつきがあるなどの問題点も把握された。



概要版掲載(公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団ホームページ)
http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/report/data/2019_03_asses.pdf

ドイツのバリアフリー整備の制度の概要(2019年度)

- ドイツではバリアフリー整備に関する法律は、右図の「連邦障害者平等法」の中に位置づけられている。各州は連邦法に倣い各州法を制定し、整備基準やDINの規定の遵守など、身近なバリアフリー整備の多くは州法に基づいている。
- 障害者平等法には以下のハード面、ソフト面、当事者主体の制度面が網羅されている。
- 公的領域における障害者差別の禁止、障害の定義、バリアフリーの定義、コミュニケーションにおけるバリアフリー(言語としての手話を規定し提供を義務づけ)、建築及び交通のバリアフリー整備、書類及び情報提供のアクセシビリティ確保、目標設定協定(バリアフリーを実現するための基本協定、障害者団体と業界団体との協議によりバリアフリー整備の目標を定める目標設定協定は、当事者間で合意された基準であり、障害者を「社会参加の主体」へと変える「パラダイム転換」と位置づけられている)、代理権限に依る団体訴権(権利を阻害された個人に代わり、認可された当事者団体等が法的保護の申し立てを行うことができる制度)。



概要版掲載(公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団ホームページ)
http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/report/data/2019_12_asses2.pdf